

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 15)

(大学名) 茨城大学

中期目標	中期計画
<p>(前文)大学の基本的な目標 国立大学法人茨城大学（以下「茨城大学」と称す。）は、我が国の先端科学関連の研究や産業の拠点の一つである首都圏北部に立地する特徴、さらには農業の活発な地域としての特色を生かし、人文・社会科学、理学、工学、農学、教育学の各分野における高等教育と、基礎・応用両面にわたる多様な研究活動、さらにそれらを基礎として地域貢献を行う総合大学として大学の統合性を強め、同時に3キャンパスの立地を生かして多彩に発展することを目標とする。</p> <p>教育 茨城大学は、世界水準の教育を行う大学としての機能を発揮し、教育に重点をおき、総合力を生かして一貫した教養教育と専門教育を行い、豊かな人間性と幅広い教養をもち、国際感覚を身につけた職業人を育成する教育を行う。また、大学院教育を重視し、より幅広く豊かな学識を持ち、持続可能な社会と自然保全の担い手を育成する教育を行い、高度専門職業人や研究者を養成する。</p> <p>研究 茨城大学は、世界水準の研究を行う大学としての機能を発揮し、サステイナビリティ学研究やフロンティア応用原子科学の研究、個々に育成された先進的研究など、多様な学術研究を組織的に創出・育成して、国際的な水準の成果を発信する。研究の継承と発展の観点から、若手教員と大学院生の育成を積極的に行う。</p> <p>地域連携・国際交流 茨城大学は、高い社会貢献機能を有する大学として、地域と連携した教育と研究を推進し、その成果を積極的に社会に発信し還元して、地域の教育・文化の向上、環境保全、産業振興、地域社会の発展に寄与する。教育と研究の成果を広く国際社会に向けて発信し、国際的な交流と共同研究を推し進め、特にアジアとの国際交流を推進する。</p>	<p>以下は、茨城大学の第2期中期計画の重点目標である。</p> <p>教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学士課程教育、大学院課程教育ともに国際的水準の教育課程を構築して高い質の教育を行い、大学の目的に沿った人材を育成する。 ・ 学生の学習・生活及び経済的支援を充実し、教育の成果を上げる。 <p>研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的水準の研究を遂行し高度な教育と人材育成に生かすとともに、社会へ成果を発信し還元する。 <p>地域貢献・国際交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に貢献する大学として、地域から評価される有数の大学となる。 ・ 積極的に国際交流を行い、留学生の受入と派遣および研究交流を推進する。 <p>運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会の要請を的確に運営に反映し、高等教育を円滑に推進する。 ・ 健全な財政を維持し、資産を有効に活用する。 ・ 安全・安心な施設を整備し、健全な環境を維持する。

<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日までとする。</p> <p>2 教育研究組織 以下の中期目標を達成するため、別表1に記載する学部及び研究科並びに別表2に記載する教育関係共同利用拠点を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>1. 教養教育の目的を達成するように学部の各ポリシーを踏まえて教養教育を改革し、修得状況で示される明確な教育成果をもって、理念に沿った人材を育成する。〈中期計画1、2〉</p> <p>2. 学部の各ポリシーを達成するように学士課程教育を改革し、国際化を図って、質の整った目的の人材を育成する。〈中期計画3、4、5〉</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p><学士課程></p> <p>[教養教育内容と方法の改善]</p> <p>1 本学の教養教育の理念を堅持しながら、学部の各ポリシーを踏まえた教養教育内容の改善と教養科目の精選を行う。施策として以下の取組を実施する。科目の精選、授業内容の精選</p> <p>[教養教育の成果と改善]</p> <p>2 習熟度別教育を教養教育科目の中に定着させる。さらに、教養教育の修得状況の思わしくない学生について修得度を改善する。施策として以下の取組を実施する。習熟度別授業の充実、教養教育の修得状況について「GPA」などの適切な指標を使用した学生指導</p> <p>[専門教育内容と方法の改善]</p> <p>3 カリキュラムやコース毎に教育目標とその達成基準を明確にし、目的の人材を育成する。施策として以下の取組を実施する。学習・教育目標の達成基準の策定</p> <p>4 学士課程教育の修得状況が悪い学生について、修得状況の向上を図り、卒業生の質を確保する。施策として以下の取組を実施する。学習管理制度を導入し各年次において修得状況を把握し改善、卒業研究単位の実質化、CAP制の実質化、「GPA」活用拡大のための環境整備</p> <p>[専門教育の成果と改善]</p> <p>5 学部の各ポリシー実現のため教育課程を改善するとともに、国際化を図って、国際感覚を身に付けた人材を育成する。施策として以下の取組を実施する。一貫カリキュラムとカリキュラムツリーの改善やコアカリキュラムの設定、工学部JABEEの拡充、授業参観や授業ピアレビューの導入などによる授業改善とFD、国際化に対応するカリキュラムの構築とFD</p>

3. 研究科のポリシーを達成するように大学院課程教育を改革し、国際化を図って、質の整った目的の人材を育成する。〈中期計画6、7、8〉

(2) 教育の実施体制等に関する目標

4. 大学教育の目的を達成するよう教育の企画推進体制を強化し、新たなプログラムの企画やニーズに対応する。〈中期計画9〉

5. 教養教育実施体制及び入学試験実施体制を改善する。〈中期計画10、11、12、13〉

〈大学院課程〉

[修士課程の教育内容と方法の改善]

6 研究科の教育目的を実現するため教育内容を改善し、国際化を図る。施策として以下の取組を実施する。カリキュラムの国際化とFD、教育プログラムの多様化、大学院共通カリキュラムの充実、最終試験の実質化

[修士課程の教育の成果と改善]

7 研究科の教育目的に沿った人材を育成するため、統一した成績評価基準を導入して達成度を明確にした教育課程に改善する。施策として以下の取組を実施する。人材育成目的に沿った修了生の輩出、全研究科間の成績評価基準の統一

[博士後期課程教育の改革]

8 指導體制の充実により修了生の質を確保する。施策として以下の取組を実施する。研究進展状況の確認体制の確立、専門性と実践力の育成

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

〈教育企画推進体制の確立〉

9 全学的に教育の企画推進を担当する組織を整備する。施策として以下の取組を実施する。学士及び大学院課程教育の企画推進を図る体制の整備と教育系センター間の連携推進

〈大学教育センターの改革〉

10 大学と大学教育センターは、4年一貫カリキュラムの実質化及び教育の質の保証を確保するため、全学の教育に関する点検評価及び教育改革の支援を行う体制とする。施策として以下の取組を実施する。全学の教育に関する点検評価及び教育改革の支援についての機能改善、教育実施における教育系センターとの組織的連携、大学教育センターの体制整備

〈入試実施体制の改革〉

11 大学と入学センターは、入学者選抜の適正な実施及び入学者確保のための方策の策定を行うとともに、入学者選抜方法の改善及び点検評価を行う体制とする。施策として以下の取組を実施する。全学的な対高校広報戦略の策定、入学者の追跡調査、選抜方法の改善、出題の共通化、大学院入試の適正実施、入学センターの体制整備

12 大学院入試実施体制を改善する。施策として以下の取組を実施する。大学院入試実施体制の再構築

〈学士課程〉

[教育体制の改革]

13 総合英語や理数接続教育の実施体制を安定化するとともに、他の習熟度別教育実施体制を整備する。施策として以下の取組を実施する。習熟度別教育実施体制の安定化

6. 大学及び学部の教育目標に則り、学士課程教育組織を改革するとともに、組織的な教育実施体制を整備する。〈中期計画14、15〉

7. 大学院及び研究科の教育目標に則り、大学院組織を改革するとともに、組織的な教育実施体制を整備する。〈中期計画16、17〉

8. 学士課程及び大学院課程の教育に対して、PDCAサイクルに基づき点検評価を行い、教育の質の向上を図る。〈中期計画18〉

(3) 学生への支援に関する目標

9. 教育効果を高めるために、組織的・総合的な学生支援を推進する。

14 学部間や大学間で連携して教育が行えるよう、柔軟な教育体制を構築する。施策として以下の取組を実施する。学部間共同教育体制の構築、コンソーシアム等の大学間連携組織の整備

[学部組織の改革]

15 大学及び学部の教育目標に則り、教育学部及び農学部組織を改革する。施策として以下の取組を実施する。教育学部新課程の学生定員を教員養成課程へ移行して学部改組、農学部の改革の推進

<大学院課程>

[教育体制の改革]

16 研究科間や大学間の共同教育体制を構築するとともに、大学院教育を統括する組織を整備充実する。施策として以下の取組を実施する。統括組織としての大学院教育部の充実、北関東4大学院連携の推進と大学院共同専攻の設置計画の策定

[大学院課程の改革]

17 大学院及び研究科の教育目標に則り、社会の要請に合致するよう、大学院課程を見直す。施策として以下の取組を実施する。理工学研究科博士後期課程の定員を若干名削減する方向での見直し、理工学研究科博士後期課程での他研究科との組織的連携、連合農学研究科の推進、人文科学研究科の充実

<教育の点検評価>

18 学士課程教育・大学院課程教育を毎年点検評価し、教育改善に結びつける。施策として以下の取組を実施する。教育改善評価の実施

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

<学習・生活・経済支援の改革>

19 充実した学習環境の確保のため、学習支援と生活支援、学資支援について、組織的で広範な支援を行う。特に大学院生の経済支援を重視する。施策として以下の取組を実施する。学部大学院を通じて教務情報や学生情報・就職情報の一元的活用、各学年次における学習支援のための学生の学習進捗管理システムの構築と運営、初年次学生の学習支援、独自の経済支援の充実、大学院生への総合的経済支援

<学生支援体制の改革>

20 学生の視点に立った相談支援体制に改善する。施策として以下の取組を実施する。学生センターの体制改善と支援制度の充実

<学生支援施設設備の充実>

21 学習場所や活動拠点、居住環境等の支援を充実する。施策として以下の取組を実施する。学生図書の充実、学生寮の整備、福利施設の改善、課外活動施設の整備

<学生課外活動の支援>

22 学生の課外活動の支援を充実する。施策として以下の取組を実施する。課外活動が社会と結びつくように支援を充実

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

10. 基盤研究及び重点研究で国際的水準の研究を活発に遂行するとともに、組織的に新たな研究を育成推進し、社会へ成果を発信し還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

11. 研究推進体制を改革して研究及び研究者を支援するとともに、各種資源を有効に活用して研究環境を整備する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

<研究推進>

- 23 研究の企画力を向上させ、「茨城大学の研究推進方針」に基づき、基礎研究、萌芽的研究及び特色ある研究領域の育成を図る。施策として以下の取組を実施する。新たな研究プロジェクトの育成と支援、特色ある研究の発掘と支援

<重点研究の推進>

- 24 本学の重点研究（フロンティア応用原子科学関連の研究、サステナビリティ学関連の研究、ライフサポートサイエンス研究、ニューマテリアル研究、バイオ燃料の開発研究、霞ヶ浦環境保全研究）を推進するとともに、新たな重点研究を育成する。施策として以下の取組を実施する。既存の重点研究の推進、新たな重点研究の育成

<研究水準と成果>

- 25 国際的な水準の研究を遂行し、より多くの研究成果を発信するとともに、研究について組織毎に第三者外部評価を実施する。施策として以下の取組を実施する。セクター毎の研究の外部評価、第1期と同等若しくは上回る研究成果の発信

- 26 研究成果を知財として適切に管理し、有効活用を図る。施策として以下の取組を実施する。知財創出の推進、知財の権利化と有効活用

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

<研究実施体制の改革>

- 27 研究企画及び支援のための組織を再整備し、学内の研究組織の連携を強化して、研究の推進と研究支援体制を充実する。施策として以下の取組を実施する。研究企画及び支援のための組織整備、支援員の措置、研究推進のための研究グループ等の構築、研究予算の効果的活用

<研究系センターの組織改革>

- 28 研究系センターの評価を行って組織改革を行い、体制を整備する。施策として以下の取組を実施する。未実施研究系センターの外部評価、研究系センター間の連携体制の整備

<研究者支援>

- 29 研究環境の整備を行って基盤研究を広く支援するとともに、特に若手研究者、ポスドク、博士後期課程学生の研究を支援する。施策として以下の取組を実施する。研究環境の整備、若手研究者・ポスドク・博士後期課程学生を支援

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

12. 社会連携事業を推進し、大学力を地域に示すとともに、地域から高い評価を得る。

(2) 国際化に関する目標

13. 特にアジア地域を視点にして、重点事業を中心に海外大学との連携事業を推進し、大学の国際化を進める。〈中期計画33、34〉

14. 留学生受入事業及び留学生派遣事業を活発に行い、受入数を確保する。〈中期計画35、36、37〉

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- 〈地域連携事業の推進〉
30 「茨城大学地域連携21世紀プラン」や連携協定に基づき、広く地域連携事業を進め、地域の活性化に寄与する。施策として以下の取組を実施する。地域連携事業の量的・質的充実、地域連携事業の外部評価と見直し
〈産学官連携事業の推進〉
31 企業等との共同研究や受託研究の獲得、技術やシーズの提供などにより、産学官連携事業を進め、ステークホルダーから高い評価を得る。施策として以下の取組を実施する。共同研究・受託研究の獲得を促進、自治体や企業との連携事業の推進、シーズの企業化
〈社会人教育の改革〉
32 地域のニーズに対応した社会人教育を行って、大学の教育力を地域に還元する。施策として以下の取組を実施する。教員免許更新講習の安定的運営、ニーズに対応した社会人教育の展開

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- 〈国際交流体制〉
33 国際交流のための組織を整備し、交流を円滑に進める体制とする。施策として以下の取組を実施する。国際交流体制の整備
〈海外大学連携事業の推進〉
34 海外の大学との連携協定に基づき、特にアジア地域を視点に学術交流事業を重点的に推進する。施策として以下の取組を実施する。連携協定校との交流充実、重点交流事業の推進
〈留学生教育の改革〉
35 国際水準の留学生教育を重視し、留学生の満足度を高める。施策として以下の取組を実施する。日本語教育の充実、英語で開講する科目の拡充
〈留学生支援の充実〉
36 留学生の学習支援、生活支援、経済支援を充実する。施策として以下の取組を実施する。留学生用学生寮の整備、在学留学生の総合的支援、帰国及び在日留学生修了者の組織化
〈留学生派遣事業の推進〉
37 本学から派遣する長期及び短期留学生を支援するとともに、受入プログラムを充実して、留学生の双方向性を確保する。施策として以下の取組を実施する。派遣留学生の経済的支援、受入プログラムの充実

<p>(3) 附属学校に関する目標</p> <p>15. 附属学校園の設置目的に則り、教育及び教育実習事業を展開する。</p>	<p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p><教育実習の改善></p> <p>38 教育実習の実施体制及び方法を改善し、教育の質を確保する。施策として以下の取組を実施する。教育実習体制の改革、教育実習の見直し</p> <p><学部との共同研究事業の展開></p> <p>39 学部と附属学校との共同研究事業を展開し、教育方法の改善に生かす。施策として以下の取組を実施する。学部と附属学校園の共同研究事業の促進、学校評価の実施</p> <p><地域と連携する事業の推進></p> <p>40 地域の小中高の学校の教育を、モデル教育事業などを通して支援する。施策として以下の取組を実施する。モデル教育事業の実施</p>
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>16. 法人運営体制及び事務管理体制を効率的に運営する。<中期計画41、42></p> <p>17. 業務の専門性に合った人材確保・育成を行い、業務運営を改善する。<中期計画43、44、45></p> <p>18. 教育研究組織の運営にあたって、教員資源を有効に活用できるように改善する。<中期計画46></p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p><法人運営体制の改善></p> <p>41 法人組織及び法人運営体制を見直し、運営の改善と効率化を図る。施策として以下の取組を実施する。役員会・副学長学長補佐会議・副学長学部長会議の関係の見直し、経営協議会・教育研究評議会の会議運営の改善、理事とその統括組織との関係の見直し、第3期中期計画検討委員会を組織</p> <p><事務管理体制の改善></p> <p>42 事務管理体制の見直しを行い、効率的に運営できる体制に改善する。施策として以下の取組を実施する。事務局内の事務管理体制の改善</p> <p><職員登用及び職員の職能化による組織改革></p> <p>43 教員及び職員の業務の専門性に合った登用を行い、効率的効果的な運営に生かす。施策として以下の取組を実施する。教職員人事システムの見直し、任期制の見直し、教職員定数管理の見直し</p> <p>44 採用の工夫や多様な研修を行って、職員の職能化を図る。施策として以下の取組を実施する。職員研修方針の改善、専門職の充実</p> <p>45 男女共同参画事業を推進し、女性教職員を積極的に活用する施策を導入する。施策として以下の取組を実施する。女性教員の採用促進施策の導入、女性教職員支援策の導入</p> <p><教育研究運営組織の改善></p> <p>46 学部学野制を有効に活用した新たな教員運用方式を導入して、教育研究組織の運営を改善する。施策として以下の取組を実施する。学部改組及び研究科改組と関連する教員定数管理の見直し、学部研究科を越えた教育研究での教員の有効活用、教員年齢バランスの見直し</p>

<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>19. 効率的な事務遂行を目指して、事務組織の機能を改善する。</p>	<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p><事務機能の改革></p> <p>47 大学運営に柔軟に適応した効率的な事務機能の実現を図る。施策として以下の取組を実施する。事務業務実施組織の機能別体系化</p> <p><事務業務の効率化・合理化></p> <p>48 業務の簡素化とIT化を推進する。施策として以下の取組を実施する。IT基盤センターの組織と機能の見直し、主要な会議のIT化、事務処理の改善</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>20. 外部資金等の自己収入を増やす。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p><外部資金による自己収入の増加></p> <p>49 外部研究資金の獲得に組織的に取り組み、自己収入を増やす。施策として以下の取組を実施する。外部資金獲得増</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>21. 「総人件費改革」の趣旨を踏まえ、第2期期間中に人件費の削減を行う。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p>22. 管理的経費の節減・合理化に努め、経費を効率的に執行する。<中期計画51></p> <p>23. 財政運営の基本計画を作成し、運営経費を適正かつ効率的に配分し執行する。<中期計画52></p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p><人件費改革></p> <p>50 「総人件費改革」の趣旨を踏まえ、平成23年度までの人件費削減を行う。施策として以下の取組を実施する。「総人件費改革」の趣旨を踏まえた人件費削減</p> <p><経費節減></p> <p>51 管理的経費の節減・合理化に努め、経費を効率的に執行しながら、低炭素活動を実践する。施策として以下の取組を実施する。管理経費の節減・合理化、省エネルギー対策の強化、低炭素活動の実践</p> <p><計画的財政運営></p> <p>52 第2期財政運営の基本計画を毎年度見直し、第2期中の計画的財政運営を図る。施策として以下の取組を実施する。第2期財政運営基本計画の遂行と毎年度見直し</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>24. 財務状況を的確に把握し、資産を適正に保つ。<中期計画53、54></p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p><財務状況の管理と改善></p> <p>53 財務諸表と収入支出予算と決算を分析し、学内資源配分の改善を図る。施策として以下の取組を実施する。決算ヒアリングと財務分析の活用、政策配分経費事業の評価による見直し、政策的予算配分編成方針の策定</p> <p><計画的予算執行></p> <p>54 予備費等の計上により適切に予算を運用し、目的積立金を積極的に活用する。施策として以下の取組を実施する。正確な年度人件費計上、中間決算の実施、目的積立金活用方針策定</p>

<p>25. 資産の効率的・効果的な運用を図る。〈中期計画55〉</p>	<p>〈保有資産の運用改善〉 55 保有資産の運用を効率的に行う。施策として以下の取組を実施する。土地と建物の利用頻度調査及び利用価値の評価、資金の適切な運用とその有効活用</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 26. 教職員の業務評価を実施し、外部意見を聴取して、運営の改善に生かす。〈中期計画56、57、58〉</p> <p>27. 監査機能を充実し、運営の改善に生かす。〈中期計画59〉</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 〈教職員評価の改善と充実〉 56 教員業務評価を隔年、事務系職員評価を毎年実施し、運営の改善に生かす。施策として以下の取組を実施する。教員業務評価の改善、職員勤務評価の改善、評価データベースの拡充 〈第三者外部評価の実施〉 57 大学の教養教育、大学院教育、研究について第三者外部評価を実施する。施策として以下の取組を実施する。教育研究のセクター毎に第三者外部評価を実施、各種評価スケジュールの策定 58 経営協議会の学外委員や茨城大学同窓会連合会等の社会の各方面から意見等を聴取し、大学運営の改善に資する。施策として以下の取組を実施する。ステークホルダーによる評価を実施</p> <p>〈監査機能の充実と改善への反映〉 59 監査機能を充実し、運営の改善に資する取組を行い、監査を活用する。施策として以下の取組を実施する。監査機能の充実、監査結果による改善</p>
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標 28. 広報及び情報収集体制を再整備し、積極的に広報事業を展開する。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置 〈広報及び情報収集体制の構築〉 60 全学の広報及び情報収集体制を再構築し、効果的な情報発信を行う。施策として以下の取組を実施する。広報及び情報収集体制の確立、広報及び情報収集担当組織の整備 〈広報事業の推進〉 61 広報事業を充実して推進する。施策として以下の取組を実施する。学内外への各広報事業の推進と効果的広報の実施</p>

<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>29. キャンパスマスタープランと設備マスタープランに基づき、施設設備を整備し、効率的に活用する。〈中期計画62、63〉</p> <p>30. 省エネルギー化や地球温暖化対策等の環境保全に寄与する活動に取り組む。〈中期計画64〉</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>〈施設の整備と活用〉</p> <p>62 キャンパスマスタープランに基づき、各キャンパスの特色を生かして計画的に整備し、有効に活用する。施策として以下の取組を実施する。施設マネジメントと施設点検評価、施設・環境の計画的整備、図書館整備、施設の共用化推進、学生用施設の整備</p> <p>〈設備の整備と活用〉</p> <p>63 設備マスタープランに基づき、教育および研究設備を計画的に整備し、活用する。施策として以下の取組を実施する。設備の計画的整備、設備の共用化</p> <p>〈環境方針の推進〉</p> <p>64 「茨城大学環境方針」を推進するよう、環境に配慮した活動を進める。施策として以下の取組を実施する。環境方針の周知と推進、エネルギーのグリーン化、低炭素活動の実践</p>
<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>31. 危機管理と情報セキュリティの確保に努めて、安全安心なキャンパス環境を維持する。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>〈適切な危機管理〉</p> <p>65 危機管理体制を改善しつつ、適切に危機管理を行う。施策として以下の取組を実施する。危機管理マニュアルの見直しと管理体制の改善、事業場安全管理体制の改善</p> <p>〈情報セキュリティの維持〉</p> <p>66 情報セキュリティを点検し、管理体制を見直す。施策として以下の取組を実施する。情報セキュリティ体制の計画的点検、情報セキュリティレベルの向上</p> <p>〈安全と衛生の確保〉</p> <p>67 キャンパスの安全と衛生を改善する。施策として以下の取組を実施する。感染症対策の推進、健康管理の推進、学内交通安全及び防犯の向上</p>
<p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>32. 関係法令を遵守し、国民及び地域から信頼される大学となる。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>〈法令遵守体制〉</p> <p>68 法令遵守に係る周知や研修等を通じて、学生・教職員のコンプライアンス意識の向上を図る。施策として以下の取組を実施する。法令遵守体制の確立、コンプライアンス研修等の実施</p> <p>69 監事及び内部監査部門の連携を図るとともに、会計監査人の意見を踏まえて不正防止を徹底する。施策として以下の取組を実施する。公的経費の不正使用防止</p>

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

19億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる
対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

(1) 教育学部附属野外学習施設の土地（茨城県東茨城郡茨城町大字上石崎字
親沢4144番21 753.81㎡）を譲渡する。

(2) 水戸第一校舎（用悪水路）の土地（茨城県水戸市渡里町小山の上2421番
2 523㎡）を譲渡する。

(3) 水戸地区体育施設（茨城県水戸市渡里町2839番1の一部 69.72㎡）
を譲渡する。

(4) 三の丸団地（教育学部附属小学校、附属幼稚園（茨城県水戸市三の丸
2丁目6番8号））の土地の一部（256㎡）を譲渡する。

(5) 阿見町団地（農学部（茨城県稲敷郡阿見町阿見3997番2））の土地
の一部（160㎡）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

・重要な財産を担保に供する計画はない。

IX 剰余金の用途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営
の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予算額(百万円)	財源
・(中規模)校舎改修 (工学系)	総額 853	施設整備費補助金(619)
・小規模改修		国立大学財務・経営センター 施設費交付金(234)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の国立大学財務・経営センター施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

教育職員については、中期計画をとおして教員数の適切な配置を行う。教員の業務の専門性に合った人材確保・育成を行い、効率的効果的な運営に生かすために、教員人事システム、任期制及び教員定数管理の見直しを行う。

教員採用は公募を原則とする。適正な教員人事を行うために、教育に対する貢献度を重視し、研究や社会貢献と同時に教育上の業績を含め総合的に評価する多面的な評価システムを構築し、評価結果を処遇に間接的に反映させる。また、教員の研鑽の機会を積極的に計画する。

また、女性研究者の採用を促進する経費を措置するなど女性研究者の採用増を図り男女共同参画を推進する。

事務系職員については、新たなキャリアプランの構築及び管理職等への登用制度を透明化するなどして職員の士気の高揚を図るとともに計画的なSDを推進して専門職人材の養成を図る。

職員採用は、関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を基本とし、専門性の高いポストには、一般公募により年齢枠を撤廃した幅広い人材の採用を行う。

職員数の管理は、運営費交付金の予算管理に対応する適切な管理を行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 52,025百万円(退職手当は除く)

3. 中期計画期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

該当なし

(リース資産)

該当なし

4. 積立金の使途

○ 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

・教育、研究に係る業務及びその附帯業務

中期目標		中期計画	
別表1 (学部・研究科等)		別表 (収容定員)	
学部	人文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	平成22年度	人文学部 1, 580人 教育学部 1, 400人 理学部 840人 工学部 2, 110人 農学部 480人
研究科	人文科学研究科 (修士課程) 教育学研究科 (修士課程) 理工学研究科 (博士前期課程、博士後期課程) 農学研究科 (修士課程) [東京農工大学大学院連合農学研究科 (博士課程) : 参加校]		人文科学研究科 50人 (うち修士課程 50人) 教育学研究科 104人 (うち修士課程 104人) 理工学研究科 716人 (うち博士前期課程 602人 博士後期課程 114人) 農学研究科 86人 (うち修士課程 86人)
別表2 (教育関係共同利用拠点)		平成23年度	人文学部 1, 580人 教育学部 1, 400人 理学部 840人 工学部 2, 110人 農学部 480人
霞ヶ浦流域の水圏環境科学フィールド教育拠点 (広域水圏環境科学教育研究センター)			人文科学研究科 50人 (うち修士課程 50人) 教育学研究科 104人 (うち修士課程 104人) 理工学研究科 716人 (うち博士前期課程 602人 博士後期課程 114人) 農学研究科 86人 (うち修士課程 86人)
		平成24年度	人文学部 1, 580人 教育学部 1, 400人(1) 理学部 840人 工学部 2, 110人 農学部 480人(2)
			人文科学研究科 50人 (うち修士課程 50人) 教育学研究科 104人 (うち修士課程 104人) 理工学研究科 716人 (うち博士前期課程 602人(3) 博士後期課程 114人(4)) 農学研究科 86人 (うち修士課程 86人)

平成25年度	人文学部	1, 580人
	教育学部	1, 400人(1)
	理学部	840人
	工学部	2, 110人
	農学部	480人(2)
	人文科学研究科	50人(うち修士課程 50人)
	教育学研究科	104人(うち修士課程 104人)
	理工学研究科	716人(うち博士前期課程 602人(3) 博士後期課程 114人(4))
	農学研究科	86人(うち修士課程 86人)
平成26年度	人文学部	1, 580人
	教育学部	1, 400人(1)
	理学部	840人
	工学部	2, 110人
	農学部	480人(2)
	人文科学研究科	50人(うち修士課程 50人)
	教育学研究科	104人(うち修士課程 104人)
	理工学研究科	716人(うち博士前期課程 602人(3) 博士後期課程 114人(4))
	農学研究科	86人(うち修士課程 86人)
平成27年度	人文学部	1, 580人
	教育学部	1, 400人(1)
	理学部	840人
	工学部	2, 110人
	農学部	480人(2)
	人文科学研究科	50人(うち修士課程 50人)
	教育学研究科	104人(うち修士課程 104人)
	理工学研究科	716人(うち博士前期課程 602人(3) 博士後期課程 114人(4))
	農学研究科	86人(うち修士課程 86人)

注記

- (1) 教育学部の改組に伴う学生定員の移行は、新課程から教員養成課程であり、第2期中の学部の学生定員の変更はない。
- (2) 農学部の改革に伴う第2期中の学部の学生定員の変更はない。
- (3) 理工学研究科博士前期課程の学生定員は、同博士後期課程の改組によって、若干名の学生定員の移行があり、増加する。
- (4) 理工学研究科博士後期課程の学生定員は、改組を伴う学生定員の若干名の削減により、学生定員が減少する。

中期目標

中期計画

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 茨城大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	42,785
施設整備費補助金	619
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	234
自己収入	29,750
授業料及び入学科検定料収入	29,008
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	742
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	4,760
長期借入金収入	0
計	78,148
支出	
業務費	72,535
教育研究経費	72,535
診療経費	0
施設整備費	853
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	4,760
長期借入金償還金	0
計	78,148

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 52,025百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人茨城大学退職金規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \\ \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G (y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

- S (y) : 政策課題等対応補正額。
新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
- T (y) : 教育研究組織調整額。
学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。
- U (y) : 施設面積調整額。
施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B (y) = H (y)$$

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C (y) = I (y)$$

I (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

- α (アルファ) : 大学改革促進係数。
第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。
現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.0\%$ とする。
なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。
- β (ベータ) : 教育研究政策係数。
物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特種要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金及び国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 茨城大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	77,354
経常費用	77,354
業務費	73,357
教育研究経費	12,345
診療経費	0
受託研究費等	3,736
役員人件費	494
教員人件費	41,652
職員人件費	15,130
一般管理費	2,402
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,595
臨時損失	0
収入の部	77,354
経常収益	77,354
運営費交付金収益	42,458
授業料収益	23,675
入学金収益	3,693
検定料収益	944
附属病院収益	0
受託研究等収益	3,736
寄附金収益	965
財務収益	10
雑益	731
資産見返負債戻入	1,142
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 茨城大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	78,644
業務活動による支出	75,547
投資活動による支出	2,601
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	496
資金収入	78,644
業務活動による収入	77,295
運営費交付金による収入	42,785
授業料及び入学料検定料による収入	29,008
附属病院収入	0
受託研究等収入	3,736
寄附金収入	1,025
その他の収入	741
投資活動による収入	853
施設費による収入	853
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	496

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。